

学校いじめ防止基本方針

岩手県立釜石高等学校定時制

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。」

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、釜石高校定時制では、「文礼一如」の教育理念のもと、学校教育目標に掲げる「豊かな心を持ち、たくましく生きる生徒」の育成に努めることにより、いじめを生まない環境を築き、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送る中で「自立心」と「生きる力」を醸成できるよう教育活動を推進する。このため、いじめ防止対策推進法第13条の規定の基づき、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、岩手県立釜石高等学校定時制いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

本基本方針における「いじめ」については、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次の通り定義する。

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、いじめの具体的な態様として、以下のようなものが考えられる。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅しの文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの解消

- (1) いじめが止んでいる状態が、3ヶ月以上継続していること。
- (2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、きめ細かな学習指導により基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全校で活動する様々な体験学習を実施する。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、全校集会の際に、適宜いじめ防止に関わる啓発を行う。
- (6) 保護者、中学校及びその他の関係者と連携して、生徒の理解を深め、基本的生活習慣の確立及び学校生活への適応を支援する。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 生徒自らが、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (3) 生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (4) 全校での体験学習等を通して、ルールを守り、お互いの考えを認め合い協力して活動する能力を育む。
- (5) 日常的な生徒指導や教育相談により、集団生活の中での望ましい言動を身につけ、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止対策推進法第 22 条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応をする。

(1) 構成員

校長（委員長）、副校長（副委員長）、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護助教諭、スクールカウンセラー、クラス担任、その他校長が必要と認める者

(2) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定及び見直し、いじめ防止等の取り組みについて PDCA サイクルで検証を行う。
- ② 基本方針に基づく取り組みの実施や年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
(道徳教育の全体計画への位置づけ)
- ③ 未然防止、早期発見の取組、いじめにかかわる研修会の企画立案
- ④ いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進
- ⑤ アンケート及び教育相談の実施と結果報告
 - ア いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ いじめの疑いに係る情報があった際に、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を行うための中核となる。
 - ウ いじめが疑われる事案が発生した際には、事実関係を確認の上、速やかにいじめ対策委員会を開き、いじめ認知について判定する。
 - エ 重大事態が疑われる事案が発生した際に、その原因がいじめにあるかを判定する。

(3) 開催時期

月 1 回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」やいじめ防止標語作成等の取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を保護者に配付するとともに、保護者との連絡を密にし、協力して生徒の指導・支援に当たる関係を築く。
- (2) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページに掲載するなどして広報活動に努める。
- (3) 教育振興会や保護者会で、いじめの実態や指導方針について説明する機会を設ける。
- (4) いじめ防止等の取組について、学校通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

【例】「いじめのサインに敏感に!」：元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違うこどもの変化に気づいてもらうための内容など

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会 年2回(6月、12月)
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年2回(7月、1月)

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) 計画的に生徒面談、三者面談期間を設けるとともに、いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 保護者と日頃から連絡を密にし、相談しやすい関係を築くように心がける。
- (3) 体調等に関するアンケート(こころケア)を毎週実施し、体調や生活の変化に注意するとともに、日常の観察においては生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
- (4) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (5) 遊びやふざけあいのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (6) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 年4回(6月、9月、11月、2月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回(7月、12月)
- (3) 生徒面談を通じた生徒からの聞き取り調査 年4回(6月、9月、11月、2月)

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談(生徒及び保護者)・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・教育相談担当、養護教諭
- 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または釜石警察署
- ※釜石市教育委員会教育相談室・・・0193-22-8834
- ※24時間いじめ相談電話(県教委)・・・019-623-7830(24時間対応)

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えるよう指導を加える。
- (2) 学級等当該集団での話し合いや個人面談を行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) 発信された情報の急速な拡大、匿名性等を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、情報モラル講座等必要な啓発活動を行う。
- (2) インターネット等を通じておこなわれるいじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、前記IV2の(2)と同様の対応をするとともに、各関係機関と連携する。
- (3) 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- (4) インターネットの利用環境については、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力をえるよう努める。

V 重大事態への対応

1 重大事態とは

本基本方針における「重大事態」については、いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、次の通り定義する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【想定例】 ① 生徒が自殺を企図した場合

- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 年間 30 日間を目安として、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（岩手県教育委員会）に報告する。
- (2) 生徒、または保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の教育委員会を通じて知事に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
※ 関係者の個人情報に配慮する
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（岩手県教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の 2 点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域の関係団体と学校関係者が・協議する機会を設定するとともに、学校評議員会等を活用するなどして、いじめの問題に対する理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。